平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理 環境 大臣

石 石原原

伸 伸 晃 晃

渡しに支障が生じている地域を公示する件)及び号の規定により、引取業者への使用済自動車の引済自動車の再資源化等に関する法律第百六条第三 平成十七年環境省告示第十一号(使用済自動 十四年法律第八十七号)第百六条第三号の規定に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成○環 境 省告示第十三号 支障が生じている地域を公示する件)の一部を次 定により、引取業者への使用済自動車の引渡しに 車の再資源化等に関する法律第百六条第三号の規 のように改正し、公布の日から適用する。 基づき、平成十七年環 境 省告示第八号(使用

のように改正する。 次のように改正する。 島町」を削る。 表長崎県の項中「、伊王島」及び「、 平成十七年環境、省告示第十一号の一部を

表愛媛県の項中「、岡村島」を削る。

平成十七年環境、省告示第八号の一部を次平成十七年経済産業省